

## 歳末たすけあい援護金品は自己申請方式です

滑川町社会福祉協議会では、新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする方々が、地域で安心して暮らすことができるよう「歳末たすけあい援護金品」を支給いたします。

△ 次の要件に当てはまる世帯が申請できます。

要件1 滑川町に住所を有する世帯(病院に入院、福祉施設に入所している方は除きます。)

要件2 下記の表からあなたの世帯の基準額(年齢構成、人数により異なります。)を算出し、その基準額と比べてあなたの世帯の月収が少なければ援護金の対象となりますので、申請書を提出してください。(ただし、生活保護を受給している世帯は申請できません。)

月収には給与の他、年金、各種手当、仕送り等家計に入る現金をすべて含めて計算して下さい。

※ 別世帯であっても、同一の家計を営んでいると判断できる場合には、同一の世帯とみなします。

### 基準額の算出方法

① 世帯の各人を年齢別に下記の表に当てはめて世帯全体の合計金額を計算します

年齢区分	基準単価	人数	金額	年齢区分	基準単価	人数	金額
0歳～5歳	55,500円	×	人＝	18歳～64歳	58,500円	×	人＝
6歳～11歳	57,900円	×	人＝	65歳～74歳	57,900円	×	人＝
12歳～17歳	61,400円	×	人＝	75歳～	49,700円	×	人＝
合 計							円・・・①

② 上記の合計金額に世帯の人数により下記の表の減率を掛けます。

世帯人員別	1人	2人	3人	4人	5人
減 率	1	0.87	0.75	0.66	0.59
① × 減率					円・・・②

③ 世帯の人数により下記の表から金額を当てはめます。

世帯人員別	1人	2人	3人	4人	5人
基 準 額	41,700円	57,100円	67,100円	73,400円	73,800円
合 計					円・・・③

④ ここまで計算した②と③の金額を合計します。(この金額があなたの世帯の基準額です。)

② + ③ = 円 (基準額)

この金額があなたの世帯の基準額になります。世帯全体の月収がこの基準額より少なければ援護金品の対象者になりますので申請書を提出してください。

※ 援護世帯の決定については、審査後通知します。

※ 援護金品については歳末募金の範囲内により配分いたします。

※ 申請書(裏面)の提出期限は12月5日(火)です。

